

福岡県公報

平成十九年六月十八日
第二千六百九十一号
増刊 ①

目次

告示 (第十二百一十一号)

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(農業経済課) …………… 一

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) …………… 一

告示

福岡県告示第十二百一十一号

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年六月十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱(平成十九年十月福岡県告示第十六百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「災害により」を「災害等により」に、「農業経営維持安定資金融通措置要綱(平成十三年五月一日十三経営第三百二号)第二の一の(一)に定める災害資金」を「農林漁業セーフティネット資金実施要綱(平成十九年三月三十日十八経営第七千五百八十一号)第二の一の(一)及び(二)に定める資金」に改める。
別表二を次のように改める。

別表2 (第4条関係)

資金名 (融資機関)	償還期間	据置期間	利子助成又は利子補給の対象となる限度額等
特別資金 (公庫)	10年以内	3年	個人(一戸一法人を含む。) 1 特別資金及び経営安定資金の利子助成又は利子補給の対象となる限度額は合計で500万円(ただし、利子助成又は利子補給の対象となっている特別資金及び経営安定資金の貸付残高がある場合は、当該貸付残高を差し引いた額。) 2 一災害につき特別資金及び経営安定資金の貸付限度額は合計で500万円(ただし、利子補給の対象となっている経営安定資金の貸付残高がある場合は、当該貸付残高を差し引いた額。)
経営安定資金 (農協)	7年以内	3年	法人(一戸一法人を除く。) 1 特別資金及び経営安定資金の利子助成又は利子補給の対象となる限度額は合計で500万円(ただし、利子助成又は利子補給の対象となっている特別資金及び経営安定資金の貸付残高がある場合は、500万円から当該貸付残高を差し引いた額。) 2 一災害につき特別資金及び経営安定資金の貸付限度額は合計で1000万円(ただし、利子補給の対象となっている経営安定資金の貸付残高がある場合は、当該貸付残高を差し引いた額。)

別記第一の二及び三中「農業経営維持安定資金」を「農林漁業セーフティネット資金」に改める。

様式第一号中「農業経営維持安定資金」を「農林漁業セーフティネット資金」に改める。

様式第二号中「農業経営維持安定資金(災害資金)」を「農林漁業セーフティネット資金(特別資金)」と、「農業経営維持安定資金経営改善計画」を「農林漁業セーフティネット資金経営改善計画」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 築上郡の項中

社会福祉法人まもる会介護老人保健施設青海山荘	大字湊二二七六―三	を
社会福祉法人まもる会介護老人保健施設青海山荘	大字湊二二七七―三	に

改める。

定価 一箇月一、三五〇円（税込・郵便料別）